



平成 19 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ジョイント・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 東海林 義信
(コード番号 8874 東証第一部)
問合せ先 執行役員 広報・IR 室長 江口 日出登
(TEL 03-5759-8874)

2012 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 10 日開催の当社取締役会において、2012 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社ジョイント・コーポレーション 2012 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の 100%(各本社債の額面金額 5,000,000 円)
3. 本 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日(発行日) 2007 年 1 月 29 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Daiwa Securities SMBC Europe Limited を主幹事引受会社兼ブックランナーとする幹事引受会社の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前 8 時(東京時間)までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2007 年 1 月 19 日(東京時間)までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額 10 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。
 - (2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債の額面金額の 102.5%
6. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類
当社普通株式

数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記 6.(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - (2) 本新株予約権の総数 本社債に付する本新株予約権の数は本社債の額面金額 500 万円につき 1 個とし、2,000 個及び上記 5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 500 万円で除した個数並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 500 万円で除した個数の合計数を発行する。

ご注意:この文書は、当社が 2012 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

転換価額

() 当初転換価額

転換価額は、当初、当社の代表取締役社長 東海林義信が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)に 1.25 を乗じた額を下回ってはならない。

() 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2007 年 2 月 13 日から 2012 年 1 月 16 日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 東京営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記 8.記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2012 年 1 月 16 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要な場合、30 日以内の当社が指定する期間(但し、当該期間の末日は、組織再編等の効力発生日から 14 日以内の日までに到来しなければならない。)は、本新株予約権を行使することはできない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所

下記 8.に定める主支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において行う。

ご注意:この文書は、当社が 2012 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(8) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

当社が組織再編等(以下に定義する。)を行う場合、()その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、()その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ()その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。

「組織再編等」とは、()合併(新設合併又は当社が存続会社とならない吸収合併をいう。以下同じ。)、()会社分割(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される当社の新設分割又は吸収分割をいう。)、()株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。)及び()資産譲渡(当社の財産の全部又は実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合をいう。)について、当該行為が当社の株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会)で承認された場合、並びに()その他の日本法上の会社再編手続きで、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものを総称していうものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称していうものとする。

上記の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

()新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

()新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

()新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記に従う。なお、転換価額は上記6.(3)()と同様の調整に服する。

(イ)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ロ)組織再編等(当社の選択により合併、株式交換又は株式移転を含む。)の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継

ご注意:この文書は、当社が2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

- ()新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ()新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記6.(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ()その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ()新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ()組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ()その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

当社は、上記の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

当社は、上記に定める事項が、()法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上可能でないか、()その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は()その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できない場合、本新株予約権付社債の所持人に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申し出を行うか又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

ご注意:この文書は、当社が2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

7. 本 社 債 に 関 す る 事 項

(1) 本 社 債 の 総 額

100 億円及び上記 5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額の合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 各 本 社 債 の 額 面 金 額

5,000,000 円

(3) 本 社 債 の 利 率

本社債には利息は付さない。

(4) 償 還 の 方 法 及 び 期 限

満期償還

2012 年 1 月 30 日 (償還期限) に本社債の額面金額の 100% で償還する。

繰上償還

() 当社の選択による繰上償還

(イ) 120% コールオプション条項による繰上償還

2010 年 1 月 29 日以降、終値が、20 連続取引日 (以下に定義する。) にわたり、当該各取引日に適用のある上記 6.(3) 記載の転換価額の 120% 以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に、30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部 (一部は不可) をその額面金額の 100% で繰上償還することができる。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 7.(7) 記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部 (一部は不可) をその額面金額の 100% で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10% 以上である場合、各本新株予約権付社債の所持人は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに当社に通知することにより、当該本新株予約権付社債の所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 7.(7) 記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 7.(7) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ) 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

当社が組織再編等を行う場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を講ずること等を条件として、本新株予約権付社債の所持人に対して 14 日以上事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部 (原則として一部は不可) を、その額面金額に対する下記の割合で表示される価額で繰上償還することができる。

2007 年 1 月 29 日から 2008 年 1 月 30 日まで	104%
2008 年 1 月 31 日から 2009 年 1 月 30 日まで	103%
2009 年 1 月 31 日から 2010 年 1 月 30 日まで	102%
2010 年 1 月 31 日から 2011 年 1 月 30 日まで	101%
2011 年 1 月 31 日から 2012 年 1 月 29 日まで	100%

ご注意:この文書は、当社が 2012 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

()本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、2010年1月29日に、その保有する本社債を額面金額の100%で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記8.記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

(6) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額で直ちに償還しなければならない。

(8) 特約

追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(イ)外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産、資産又は収益の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a)受託会社の満足する形で、かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも同時に付す場合若しくはこれと実質的に同一の条件の取決めが行われる場合又は(b)受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債の所持人にとって著しく不利益でない判断するか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保、保証、補償、その他これに類する債務若しくは取決めを本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、()外貨払の証券若しくは外貨により支払

ご注意:この文書は、当社が2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ()日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

- (9) 本 社 債 の 償 還 金 支 払 場 所 下記 8.に定める主支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。
8. 本新株予約権付社債に係る 主支払・新株予約権行使請求 受付代理人 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)
9. 上 場 シンガポール証券取引所
10. 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。
11. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役社長が決定する。

以 上

ご注意:この文書は、当社が2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額 9,935 百万円(オーバーアロートメント全額行使の場合には 10,935 百万円)については、主として、販売用不動産購入資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 17 年 10 月及び 11 月に実施した公募増資及び第三者割当増資による調達資金は、平成 18 年 3 月期中に、当初予定通り、すべて運転資金(販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金等)に充当しております。

(3) 業績に与える見通し

販売用不動産の獲得、開発の全国展開を促進することにより、当社グループ事業の収益基盤強化と拡大を図ることで、今後の収益力の向上に資するものと考えております。また、株式への転換による自己資本の充実を通じて財務体質が強化されるものと考えております。

なお、本新株予約権付社債はゼロ・クーポンでの発行であり、新たな金利負担による業績への影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、株主資本の充実と長期的な安定収益力を維持するとともに、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続することを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記方針に基づき、当社は年 2 回配当(中間、期末)を継続してまいります。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況

(単体)	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	72.29 円	110.81 円	115.96 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当額)	25.00 円 (12.50 円)	25.00 円 (12.50 円)	25.00 円 (12.50 円)
実績配当性向	34.6%	22.6%	21.6%
株主資本当期純利益率	5.8%	8.4%	13.1%
株主資本配当率	2.0%	1.8%	2.3%

注) 1. 各決算期の 1 株当たり当期純利益は、当該決算期の当期純利益を期中平均株式数でそれぞれ除した数値であります。なお、平成 14 年 3 月期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1 株当たり当期純利益は発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

2. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期末の資本の部合計)で除した数値であります。

4. 平成 17 年 10 月 6 日開催の取締役会により、平成 18 年 1 月 5 日付で 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。なお、1 株当たり当期純利益金額は、株式分割が期初に行われたものとして算出しております。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社が 2012 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(2)潜在株式による希薄化情報
転換価額が未定のため、算出しておりません。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

	公募による新株式発行	第三者割当による新株式発行
発行日	平成17年10月25日	平成17年11月4日
発行新株式数	2,500,000株	450,000株
発行価額	5,458.20円	5,458.20円
発行価額の総額	13,645,500,000円	2,456,190,000円

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始値	565円	2,390円	2,640円	3,850円
高値	2,645円	2,840円	8,770円 4,590円	4,900円
安値	545円	1,672円	2,535円 2,805円	2,460円
終値	2,380円	2,680円	3,760円	4,490円
株価収益率	45.45倍	37.07倍	33.93倍	-

- 注)1. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。
2. 平成19年3月期の株価については、平成19年1月9日現在で表示しています。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益(単体)で除した数値であります。

(4)その他

該当事項はありません。

以上

ご注意:この文書は、当社が2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。